

岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金交付要綱 新旧対照表

下線部が改正部分

(新)	(旧)
岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金交付要綱 (略) <u>(履行確認)</u> <u>第 1 1 条 知事は、実績報告書（事業完了報告書）、現地確認又は聴取確認（電話確認）により事業終了後速やかに履行の確認を行う。</u> <u>2 現地確認を行うときは、あらかじめ、補助事業者に、確認の日時、確認の場所、その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。</u> (補助金の交付時期等) 第 <u>1 2</u> 条 補助金は、規則第 1 4 条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとし、岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金交付額確定通知書（別記第 6 号様式）により補助事業者に通知する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めたときは、概算払により交付することができる。 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金交付請求書（別記第 7 号様式）を提出しなければならない。 (暴力団の排除) 第 <u>1 3</u> 条 規則第 4 条の申請があった場合において、申請者が第 2 条の	岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金交付要綱 (略) (補助金の交付時期等) 第 <u>1 1</u> 条 補助金は、規則第 1 4 条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとし、岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金交付額確定通知書（別記第 6 号様式）により補助事業者に通知する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めたときは、概算払により交付することができる。 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、岐阜県喀痰吸引等研修事業補助金交付請求書（別記第 7 号様式）を提出しなければならない。 (暴力団の排除) 第 <u>1 2</u> 条 規則第 4 条の申請があった場合において、申請者が第 2 条

規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。 (書類、帳簿等の保存期間) 第14条 規則第22条に規定する書類、帳簿等（以下「証拠書類等」という。）の保存期間は、補助対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。 2 補助事業者が法人の場合であって、証拠書類等の保存期間が満了する前に当該法人を解散するときは、当該法人に係る権利義務を承継する者（以下「承継者」という。）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。ただし、承継者がいない場合は、当該証拠書類は、知事に提出するものとする。 (届出事項) 第15条 補助事業者は、住所又は氏名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。 (委任) 第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、知事が定める。 附 則 この要綱は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。 附 則	の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。 (書類、帳簿等の保存期間) 第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等（以下「証拠書類等」という。）の保存期間は、補助対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。 2 補助事業者が法人の場合であって、証拠書類等の保存期間が満了する前に当該法人を解散するときは、当該法人に係る権利義務を承継する者（以下「承継者」という。）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。ただし、承継者がいない場合は、当該証拠書類は、知事に提出するものとする。 (届出事項) 第14条 補助事業者は、住所又は氏名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。 (委任) 第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、知事が定める。 附 則 この要綱は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。 附 則
---	--

この要綱は、令和３年度分の予算に係る補助金から適用する。 附 則 この要綱は、令和６年度分の予算に係る補助金から適用する。	この要綱は、令和３年度分の予算に係る補助金から適用する。 附 則 この要綱は、令和６年度分の予算に係る補助金から適用する。
---	---